

草 案

入札関係不正行為排除・未然防止
対策について

— 答 申 —

平成 31 年〇月〇日

枚方市入札不正行為排除・防止検証委員会

1. はじめに

公共工事の入札に関する不正行為は全国的にも後を絶たず、この排除、未然防止は行政にとって大きな懸案事項であり、これまでから各団体において様々な検討がなされている。

枚方市においても、平成 19 年に清掃工場建設工事を巡る談合事件が発生し、市政に大きな影響を及ぼしたことは、今なお消えない記憶となっている。その後、信頼回復のため、入札契約制度の見直しなど、入札契約関係を含めた不祥事防止に向けた取組みは他団体と比較しても劣ることのない内容で実施されてきていた。

しかし、残念なことに、平成 30 年 5 月 18 日、枚方市元職員が公共施設改修工事の入札において、落札候補者に価格情報を漏洩したとして、「公契約関係競売等妨害」の容疑により逮捕されるという事件が再び発生した。

なお、今回の事件は、事業者が最低制限価格近辺で落札したので一見損害が少ないように見えるが、不適切な手法による支出を行ったこと自体が、住民の市政への信頼を裏切るものである。また、不正に取得した情報を基に落札することは、真面目に入札に参加する事業者の機会を奪うことにつながり、入札制度での公平性を害するものであり、公共事業の品質確保という点からも大きな問題がある。

当該事件の具体的な事実関係は今後の裁判において明らかとなるものであるが、枚方市として元職員が逮捕されたという事実に対し、十分な検証を踏まえた再発防止策を講じることは早急に取り組むべき課題である。

枚方市入札不正行為排除・防止検討委員会（以下、「当委員会」という）は、今回の事件の発生を受け、第三者の中立公正な立場から、職員の倫理の保持の確保、契約情報の管理及び契約事務の処理体制等について検証を進め、入札関係不正行為の排除、未然防止の対策を検討するために設置されたものである。

当委員会において検討すべき観点は、事件後まもなく枚方市において庁内組織を立ち上げ検討をしてきた、「人材育成」、「機密情報管理」、「入札制度」の 3 つの視点における課題・問題点とその解消に向けた考えや、枚方市における入札契約制度の概要を聴取する中で、当委員会としてのポイントを整理し、議論を進めていく必要があるとの認識のもと会議を重ねてきた。

第 1 回の会議において「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」諮問を受け、まずは、事件発生の状況と枚方市の組織・制度の課題を共通認識とするため、

元職員の逮捕とその後の経過にかかる関連資料、事件後まもなく枚方市において庁内組織を立ち上げて検討をしてきた報告書である「入札関係不正行為排除・未然防止に向けた取組みについて（報告）」、また枚方市の入札契約制度の概要について聴取を行った。その中で、事件発生の背景から、情報管理の手法や現行の入札制度の検討・整理をしていく必要があるとの認識のもと、他の自治体との手法や制度の比較も含め、更なる議論を深めることとした。第2回の会議では、前回会議後に各委員から寄せられた質疑事項に対する回答を得るとともに、他市照会の集約結果の報告にかかる聴取を行い、主に入札契約制度に関する確認や課題の洗い出しを行った。第3回会議においては、入札不正行為の排除と防止に向けて職員向けのマニュアルを整備し、その内容を職員が徹底することが必要であることに言及するとともに、当委員会としての検討の取りまとめに向け各委員の意見集約に着手した。第4回会議では、・・・(以降、今後の会議内容の要旨を掲載)

2. 入札不正行為の排除・防止の検討に際しての基本的な考え方について

入札不正行為の排除・防止の検討に当たって、枚方市における内部検証においては、「人材育成」、「機密情報管理」、「入札制度」を3つの柱として進めてきており、それぞれが重要な要素である。

今回の事件に関しては、平成28年6月から同30年2月までにおいて、5件の入札で不正がなされたものであり、その原因を検討し、入札不正行為の排除・防止の検討を行う必要がある。

この点、「はじめに」において言及したように、具体的な事実関係は今後の裁判を待つことになるが、少なくとも、今回の事件が職員側から工事事業者側へ情報を漏洩したという特殊性があり、まずは、職員の倫理意識を向上させるなどの人材育成を検討する必要がある。また、職員が容易に価格情報を入手できたように機密情報管理も検討しなければならない。さらに、現在の入札制度においては、特定の者にとって価格情報の価値が高くなっており、入札契約制度においても様々な部分で議論し、さらなる改善の必要がある。

特に、機密情報管理においては、現在の入札制度における「価格情報」の機密の重要性をきっちり認識し、職員の資質に過度に依存しない、厳格な取扱いルールや

そのルールに沿った運用を構築することが必要である。したがって、機密情報の最小化とその取扱いの厳格化、そして、機密情報自体の低価値化を提案したい。価格情報は、一見すると数字の情報で、その価値を実感しにくいいため、通常は公務員としての意識を持つ職員によって正しく管理されるものとして、機密情報としながらも、多くの人間が接触できる程度の取り扱いとなりがちである。しかし、この情報は、不正を行おうとする者にとっては『現金』に等しく、現金と同様のものとして、不正が起こらない、起こせない管理をすることが必要との認識で対応策を検討する必要がある。

これらに対する問題提起や提言も含めて課題・問題点の整理と具体的な取組み内容の検討を進めた。

3. 検証すべき課題・問題点について

人材育成

○不正行為の防止に関する職員意識について

不正行為の防止に関する制度としては、まず、公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例（平成 13 年枚方市条例第 1 号）において公務の執行に当たる者の倫理行動基準が定められており、これに基づき行動しなければならないこととなっている。

また、組織的な又は個人による不正、違法、反倫理的行為に関する内部通報制度が設けられ、枚方市内部通報制度運用規程（平成 21 年枚方市訓令第 8 号）に則った運用がなされている。特に、入札・契約に関しては、不正行為を匿名で簡易に報告ができるフォームを庁内システム上に設け、不適正行為の速やかな把握及び対処に努めている。

しかし、こうした制度の意義が職員に十分理解されず、有効に機能せず、自浄能力が発揮されないことが懸念される。

また、職員倫理やコンプライアンス意識を高めるための研修も行われているが、このうち職員倫理研修は、入職時と昇任・昇格時に実施されているため、長期間昇任・昇格していない職員にあっては、長期にわたり職員倫理研修を受講する機会がない状況となっている。さらに、職員倫理やコンプライアンス研修等のテーマが多

岐にわたっており、その実施が必ずしも不正行為の防止に向けた意識の醸成につながっていない。

○組織体制の構築について

公共工事業務に関わる担当職員については、業務の専門性から異動先が限られていることから、事業者と過度に接触する可能性が高いと考えられるが、事業者側からアプローチを受けた場合や、その対応に迷った際の相談体制が、統一的に明文化されていない状況である。

また、組織的なチェック体制や職員周知にばらつきがあることなどにより、ごく身近で生じている不正の兆しを見逃すなど、各職員の当事者意識が希薄になっている可能性が考えられる。

機密情報管理

○工事発注部署における情報管理の徹底

機密情報として取り扱う文書及び情報の取扱いに関しては、平成3年に、入札等を執行する前の工事設計金額の取扱いを限定的・局所的なものとするため、「建設工事の施行関係決裁手続等の運用基準」（以下「運用基準」という。）が定められている。

その後、市においては、入札契約事務のみならず事業の施行にも支障が生じる違算防止の取組みに重点が置かれるようになった。

このような中、運用基準が対象としていない施行関係決裁手続前の段階における機密情報の取扱基準が明確ではないことから、当該情報に接すべき職員の範囲が拡大され、当該業務に直接関係がない職員が当該情報に接することにも、抵抗がなくなっていくのではないかと考える。

違算防止のためにも、一定の範囲の職員が情報を共有する必要があることは否定しないが、無制限に同じ部署の職員が知り得る状況は好ましくない。

特に、価格情報については、価格情報が掲載されている書類やデータが多岐にわたっていることは問題である。

○紙ベース・データの受け渡し、システム上での管理手法（共有範囲・保管手法）

紙文書については、施錠可能な保管庫に収納することが必要である。しかし、施

錠可能な保管庫が不足しており、事件の舞台となった部署においては、機密情報を含む文書が、事務室は施錠可能であるものの、事務室内の施錠できない収納棚等に置かれていたという。このことは、運用基準に適合しておらず、そのような文書管理の状態が放置されていたことは問題である。

また、平成3年に運用基準が定められた後、事務のOA化が急速に進んだ。本来であれば、業務システムを導入する際に、当該業務システム内における機密情報の管理手法について検討が行われるべきであったにもかかわらず、運用基準が見直されることはなく、運用基準は、紙書類を前提とした内容のままである。

このため、紙書類である決裁文書や設計図書については、運用基準に則って、厳重に取り扱われる一方で、各課の共有データフォルダ、設計積算システム、財務会計システム、庁内メールシステム内の情報は、同じ部署の職員であれば誰でも見ることができる状況となっている。

価格情報についても、管理のルールが定められず、価格情報に接することのできる職員の範囲も定まっていない状態である。

入札契約制度

○入札・契約に関する事務手続きの見直し

現在、入札・契約に関する事務手続きにおいて、工事発注課及び契約課内での発注情報や価格情報の取り扱いについては、施錠可能な保管庫での管理や、データのパスワードによる管理等、それらの情報を閲覧できる範囲を限定的・局所的として取り扱っているが、一部の情報については、当該業務の担当以外の職員が閲覧できる状態にある。特に共有データフォルダ内の機密情報についての取り扱い基準が明確ではないことから、当該業務に直接関係がない職員が当該情報に接することにも、抵抗がなかったと考える。

○予定価格等の公表時期の見直し

予定価格及び最低制限価格等（以下、予定価格等という。）については、平成28年度以降、すべて事後公表としている。予定価格等を事前公表することによって、事業者が価格情報等を探ろうとする不正な働きかけや、価格漏洩などの不正を未然に防止することが可能となるが、国から平成20年度以降、幾度となく予定価格の

事後公表への移行についての通知や、予定価格等の弊害が示されているところである。

価格情報の漏洩等を防止する観点から、予定価格等を事前公表することは一定の効果はあると考えられるが、国からの要請や適正な競争の確保や積算能力のない不良不適格業者の排除する目的から考えると、予定価格等を事前公表することについては慎重であるべきである。

○最低制限価格の算定方式の見直し、価格情報の価値の低下

現在、最低制限価格の算定については、中央公共契約制度運用連絡協議会（以下、中央公契連という。）が定める最新のモデルに準じて設定している。最低制限価格については、固定値であるため、その価格さえ知ることができれば、高い確率で落札することができることから、最低制限価格を探るといった不正行為を防止するためには、最低制限価格にランダム係数を乗じる方法や変動型の最低制限価格を用いる等の、最低制限価格を固定値としない等を含めた最低制限価格の算定方式の検討が考えられる。

しかしながら、ランダム係数を採用することで、落札業者の決定に無作為な係数を用いることが適正な競争が確保されているといえるのかといった課題や、落札決定となり得る基準の価格が無作為に変動することから、高い最低制限価格積算能力のある事業者が入札意欲を失う可能性もあるといった問題もある。また、変動型の最低制限価格を採用することで、低価格の応札があった場合、限りなく落札額が低下する恐れがあり、ダンピング受注を助長させる恐れがあることから、これらの他に、最低制限価格等が固定値であっても、落札決定がその価格に依らない総合評価方式の導入や低入札価格制度の拡大等を含めた、価格情報の価値自体を低下する方法の検討が必要である。

○価格内訳書のチェック

事業者から提出される入札価格の価格内訳書については、入札時に電子入札システムにおいて添付されるものであるが、当該事件の対象となった工事において、事業者から提出された価格内訳書にある各項目の金額は、市の設計による内訳金額と大きく相違があるにも関わらず、当該事業者の入札額が最低制限価格に近い価格と

なっているのは不自然である。また、事業者から提出される価格内訳書については、提出の有無の確認のみで、その内容についてチェックはしていない状況である。

○入札監視員の職務について

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、透明性の確保に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが、全ての発注者に対して求められていることから、「枚方市入札監視員設置要綱」を制定し、入札監視員が設置されている。主な職務としては、入札及び契約手続きの状況審査、また、入札方法、執行等についての意見聴取や、談合疑義情報等についての審査に係る意見聴取である。

談合情報が寄せられた場合は、入札監視員の意見を踏まえ、必要に応じて、事業者及び職員に対し、庁内の「枚方市談合情報対応緊急会議」が本市職員によるヒアリング等を行っている状況であるが、これまでのとおり職員間でヒアリング等を行ってもその効果は限定期なものとなる。また、談合疑義情報が寄せられたときに市の対応として入札監視員の意見を反映していないことも見受けられることから、入札監視員についてこれまでの独任制から会議体とし、その意見が市に対してより影響力のあるものとする検討も必要であるが、入札監視員の本来の役割から適切に運営することが必要である。

4. 具体的な改善策について

課題・問題点に対する具体的な改善策として以下のとおり提言する。これらに対する改善の根本となる仕組みを作ったうえで、職員のコンプライアンス研修の充実や、入札監視員や庁内の入札審査会の充実活用、ヒヤリハット事例の検討や他団体事例のケーススタディ、職員提案など日頃からの改善の取り組みの積み重ねによる制度構築に取り組んでいくことなどが求められる。

人材育成

○不正行為の防止に関する職員意識について

市における倫理の保持及び法令の遵守を推進するためには、関係情報の一体的な

掲示のほか、各業務に応じて特に注意すべき事項を絞った周知を行うなど、関係規程や制度、問題が生じた際に採るべき行動を分かりやすく明示するとともに、内部通報制度についても周知を図る必要がある。また、職員からの不正な働きかけを受けた事業者等からの通報制度の拡充等を図る必要がある。

その上で、それらを職員に浸透させるための研修を、在職年数に応じて、また正職員、非常勤職員等の区分を問わず広く実施することで、定期的かつ継続的に全ての職員への意識付けを行う必要がある。

研修の内容としては、職員一人ひとりが今回の事件を他人事と捉えるのではなく、自らも当事者となり得るということを意識することができるものである必要があり、ワークショップ形式の参加型研修の実施など、不正行為の未然防止についての当事者意識の醸成に向けたものとする必要がある。また、研修等の取組みの実施後は、職員の理解度を測り、研修の効果をチェックするとともに、その内容を定期的に見直し、より充実したものにしていくことも欠かせない。

さらには、職務に対するやりがい醸成するための取組みを構築していくことが望まれる。

○組織体制の適正化について

不祥事の未然防止に向けては、定期的な人事異動のみならず、担当替え等も行い、事業者との過度な接触を断つ取組みを行うことで、業者との癒着のリスクを減らすことができる。また、担当職員の孤立を防ぐ観点からも、事業者との接触も含めて複数担当者で対応することで、不正行為への抑止作用を働かせる。

事業者への対応については「社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル」について具体的に周知するとともに、リスクを未然に防止するために業務に適合した対応マニュアルを整備し、周知することで業務運営の改善を図る。

公務における不祥事や不正行為は、全職員が全ての職場で起きる可能性があるとの当事者意識を共有することが大切であり、普段から意思疎通が図られ、職員相互間でけん制・是正力が作用する、風通しの良い職場環境を構築し、不正行為の兆しを見逃さない組織風土を醸成していく必要がある。

機密情報管理

○工事発注部署における情報管理の徹底

違算防止や職員の負担軽減のためにも、一定の範囲の職員が情報を共有する必要があることは必要であるし、限られた職員で効率的に業務を遂行するため、柔軟に検算等の確認要員を組み合わせることも必要であることは理解できる。しかしながら、前章で指摘したとおり、機密情報の管理についての緊張感が欠け、多くの職員が機密情報を共有するという状況になっていたことが、今回の事件の一因であると考える。このため、事案ごとに、当該情報に接すべき職員を事前に確定するとともに、事案ごとに事業主管課長が指定した情報取扱者が情報を共有することとし、情報取扱者のリストを設計図書に添付することや、積算等確認決裁への情報取扱者全員の押印を義務付け、責任の所在を明確にすることが必要である。

また、文書管理上の問題について、事件後、緊急通知が発出され、改めて意識付けが図られたとのことであるが、裏返せば、運用基準が徹底されていなかったということであり、文書管理に対する恒常的な意識付けが求められる。

さらに、価格情報については、具体的に以下の取り組みが必要である。

- ① 価格情報が掲載されている書類やデータ自体を極力少なくする。
 - ・月別工事一覧表は入札完了後に作成することができないか検討するなど、どうしても必要な書類なのかを吟味し可能な限り少なくする。
 - ・最低制限価格計算シートはデータが残らないようにプログラムすることや、金入り設計書は、工事担当課のみで契約課のドライブには保存しないようにできないかを検討するなど、保有データについても吟味し、どうしても必要なもの以外は作らない、残さないを徹底する。
- ② 価格情報に接することのできる職員を極力少なくし、誰が価格情報にアクセスできるかを明確にする。
 - ・設計金額、最低制限価格の計算や決定に関与しなければならない職員をできるだけ限定する。
 - ・情報のコピー対策を講じる。
 - ・決裁時には決定関与者の押印と併せて日付を入れるなど、情報の動きが明瞭となるようにする。
- ③ 価格情報を適切に管理するルールを明確に定め、ルールどおりに運用する。

- ・紙ベースの資料は金庫に保管、データはアクセスを権限付与の厳密運用を図るとともに、アクセス記録の徹底管理をする。
- ・機密措置不要となった時点で通常保管場所へ移動するなど明確に仕分けをする。
- ・紙の決裁を持ち回りするのであれば、そのルールも明確にする。

○紙ベース・データの受け渡し、システム上での管理手法(共有範囲・保管手法)

紙ベースでは厳格な管理をしながら、同内容のデータは部署内の誰もが見られるという不適切な状況は、早急に是正されるべきである。

各課の共有データフォルダ、設計積算システム、財務会計システム、庁内メールシステム内の情報が、同じ部署の職員が誰でも見ることができる状態であるため、パスワードによるアクセス制限等ができるよう、システム改修を実施する必要がある。

また、各種業務システムに登録すべきデータの範囲を検証し、不必要な情報の登録をしないことや、これまで慣行的に行われている紙書類の受け渡しについては廃止すべきである。

さらには、プリンターによる印刷履歴を含め、データにアクセスしたログの管理を強化することも欠かせない。

入札契約制度

○入札・契約に関する事務手続きの見直し

入札及び契約に関する事務手続きにおいて、工事担当課及び契約課内での発注情報や価格情報については、限定的・局所的な取り扱いとされているが、一部の手続きの中で当該業務に直接関係がない職員が閲覧できる状態であることは早急に改善すべきである。また、入札及び契約に関する事務手続きにおいて、作成するデータや書類に工事価格等の記載があることから、記載の必要を含めて検証し、工事価格等の記載を必要最小限とする必要がある。さらに、契約部署内における共有ドライブについてグループ毎に区分するなど、組織内での機密情報の閲覧を限定するような対策が必要である。

○予定価格等の公表時期の見直し

予定価格等の事前公表については、事業者が価格情報等を探ろうとする不正な働きかけや、価格漏洩などの不正を未然に防止するなどの一定の効果はあるものの、国からの事後公表への移行の要請や、他の多くの自治体が事後公表へ移行している状況であること、また、適正な競争の確保や積算能力のない不良不適格業者を排除するといった事後公表の目的から考えると、予定価格等を事前公表することは望ましくない。しかし一方で、予定価格の範囲内に収まらずに失格となっている事業者が多く発生している現状を考慮すると、積算が困難な建築工事においては、図面だけではなく土木工事についての数量（参考値）を出して、事業者に算出させるべきである。

○最低制限価格の算定方式の見直し

最低制限価格の算定方式については、中央公契連が定める最新のモデルに準じて設定している。この算定方式については、多くの自治体が採用しており、また、この中央公契連の算定方式以外に他の算定基準はなく、他の方法で最低制限価格を算定することは非常に困難である。

固定値である最低制限価格について、最低制限価格を探るという不正行為を防止するためには、最低制限価格にランダム係数を乗じる方法や変動型の最低制限価格を採用するなどが考えられるが、それぞれ課題や問題もあり、最低制限価格等が固定値であっても、落札決定がその価格に依らない業者の経験を考慮した選定、手間のかかる総合評価方式については簡易型で導入、低入札価格制度の対象工事の拡大等、様々な手法について検討を進めることが必要である。

上記以外にも、参考数量の提示や分かりやすい図面の提示など、積算可能な情報の開示を行うことで価格情報の価値を低下させる方法や、一般競争入札の拡大や制限付きの場合でも、工事希望型の場合の最低参加者基準の設定など、競争性確保のための入札参加者が増えるような条件緩和や、総合評価方式の導入などを検討すべきである。

○価格内訳書のチェック

事業者が自社において積算し、入札しているのかを確認するために提出させてい

る価格内訳書については、提出確認のみで内容について担当課はチェックしていない状況である。価格内訳書の内訳額は各事業者の独自のノウハウに基づき積算されていることから、市の設計による内訳金額と事業者から提出される価格内訳書の内訳金額との対比により、不正の有無を事前に判断するのは現時点では困難であることは理解する。今後、価格内訳書の内訳金額をチェックすることにより、事前に不正の有無を判断できるような方法について、他の自治体の取組みも参考にしつつ、調査・研究を進めることが必要である。

○入札監視員の職務について

入札監視員の主な職務としては、入札及び契約手続きの状況審査、また、入札方法、執行等についての意見聴取や、談合疑義情報等についての審査に係る意見聴取である。しかし、談合疑義情報への対応については、入札監視員が警察や公正取引委員会とは異なり、刑法の談合罪や独占禁止法違反事案に係る調査を行う専門的組織ではなく、かつ強制捜査権も持たないため、その調査に限界があることや、違法行為の認定を行う権限もないことから、入札監視員が職務として不正行為を直接的に防止することは困難であるものの、聴取は入札監視員が行うことが効果的であり、その権限を付すべきである。また、これまで入札監視員の一部の意見が談合疑義情報の対応に反映されていないことが見受けられることから、入札監視員の意見を、市が適切に談合疑義情報への対応に反映させることが求められる。このことから、入札監視員から個々に意見聴取を行うのではなく、会議体としての意見を集約し、市の談合疑義情報の対応に対し、より強く意見の具申が行えるよう、入札監視員のあり方について見直すべきである。

5. 具体的な改善策の実現のためのマニュアル整備について

入札不正行為の排除・防止に向け、課題・問題点とそれに対する具体的な改善策について示してきたが、これらの対策を実現していくためには、職員が改善内容を把握し、実践していくことが求められる。

これまでから、枚方市においては入札契約制度や職員倫理に関する取組みについて充実を図ってきているが、個別に分かれた制度として確立されており、それらが職員一人ひとりへ十分に浸透しているとは必ずしも言えない状況である。

今回、本答申とは別に、入札関係不正行為の排除・防止に関する行動例と枚方市における入札契約制度や職員倫理に関する取組みを集約することで、職員が取組むべき、また確認すべき情報を一元化でき、実効性のある手引きとなる、「入札不正行為排除・防止行動マニュアル」を整備した。

6. おわりに

今回の事件においては、関わった職員と事業者が当然の責めを負うべきであるが、市として大いに反省すべきは、不正行為を念頭に置いた十分な対応が図られていなかったことである。もちろん完全な仕組みはあり得ず、誰かが情報に関与しなければならぬところであるが、その上での限界点というべき仕組みにするべきである。もちろん業務処理にあまり負担がでないサステイナブルな仕組みとすることは当然の前提であり、他団体の事例も参考に知恵と工夫を駆使し、模範となるような仕組みを構築していただきたい。

今回の事例を貴重な財産とし、まずは枚方市において、本答申にまとめた具体的な改善策について着実に実行し、入札契約に関与する職員一人ひとりが、「入札不正行為排除・防止行動マニュアル」の内容を理解し行動することで、入札不正行為が排除され、不祥事が根絶することを願うとともに、入札不正行為排除・防止の取組みは永続的なテーマであることから、目的にあった方向に進んでいるかについて進捗・検証を定期的に行う必要があり、これらをしっかりと実践され、透明性の高いクリーンな入札契約制度の運用が図られることを期待する。

7. 参考資料

(1) 諮問書

総 人 第 201 号

平成 30 年 10 月 9 日

入札不正行為排除・防止検証委員会

会 長 山本 雄大 様

枚方市長 伏 見 隆

諮 問 書

次に掲げる事項について、貴委員会のご意見をいただきたく、別紙理由を添えて諮問します。

「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」

<別紙>

(理由)

平成 30 年 5 月 18 日、本市元職員が公共施設改修工事の入札において、落札候補者に価格情報を漏洩したとして、「公契約関係競売等妨害罪」容疑により逮捕されるという事件が発生し、市民の信頼を著しく損なうこととなりました。

これを受け速やかに、庁内における、秘匿性の高い契約関係情報の適正管理について再徹底を図り、綱紀を肅正するとともに、庁内検証組織「入札不正行為排除・未然防止検討委員会」を設置し、人材育成、機密情報管理、入札制度を 3 本の柱に検証を進めてきたところで

これら内部的な取組みにとどまることなく、第三者の中立公正な立場から、職員の倫理保持の確保、契約情報の管理及び契約事務の処理体制等についての検証を進め、入札関係不正行為排除・未然防止対策を講じることで、1 日も早い市民の信頼回復に努める必要があると考えています。

(2)委員一覧

入札不正行為排除・防止検証委員会委員名簿

任期：平成30年10月1日～答申の日

(順不同)

氏名	所属等
会長 <small>やまもと</small> 山本 <small>たけひろ</small> 雄大	弁護士
副会長 <small>みずもと</small> 水本 <small>ゆきひこ</small> 行彦	北大阪急行電鉄株式会社常任監査役
<small>いのうえ</small> 井上 <small>たかかず</small> 高和	弁護士
<small>せんすい</small> 泉水 <small>ふみお</small> 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
<small>まつしま</small> 松島 <small>かくや</small> 格也	京都大学大学院工学研究科准教授

(3)委員会の審議経過

会議実施日	審議内容
平成 30 年 10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」 ・ 事件の経過と組織・制度の課題について
平成 30 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市照会等の集約結果について ・ 入札契約制度に関する確認や課題の洗い出し
平成 30 年 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札不正行為排除・防止に向けたマニュアルの作成について ・ 検討内容の中間集約について
平成 31 年 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（草案）への意見聴取について ・ 入札不正行為排除・防止行動マニュアル（案）への意見集約について
平成 31 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札不正行為排除・防止行動マニュアルの最終確認について ・ 答申の取りまとめに向けた意見集約について
平成 31 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申の最終確認について ・ 答申 「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」